# 船員職業安定法施行令 （平成十六年政令第三百六十九号）

#### 第一条（船員職業安定法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

船員職業安定法（以下「法」という。）第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

* 一  
  労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条（法第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）並びに労働基準法第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係る同法第百二十一条の規定
* 二  
  船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）、第百三十一条第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号の規定並びに当該規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）
* 三  
  法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定
* 四  
  職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
* 五  
  最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
* 六  
  建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
* 七  
  賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
* 八  
  労働者派遣法第五十八条から第六十一条までの規定及びこれらの規定に係る同法第六十二条の規定
* 九  
  港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
* 十  
  中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定
* 十一  
  育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十四条までの規定及びこれらの規定に係る同法第六十五条の規定
* 十二  
  林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
* 十三  
  外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定
* 十四  
  労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

#### 第二条（船員法の規定を適用する場合の読替え）

法第八十九条の規定により同条第一項に規定する乗組み派遣船員（次条において単に「乗組み派遣船員」という。）の法第六十六条第二項第三号に規定する派遣就業に関し船員法の規定を適用する場合における法第八十九条第十二項の規定による船員法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

##### ２

前項に定めるもののほか、法第八十九条第四項の規定により船員法の規定を適用する場合における同条第十二項の規定による船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

#### 第三条（船員災害防止活動の促進に関する法律の規定を適用する場合の読替え）

法第九十条第四項の規定により乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者に関し船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の規定を適用する場合における同条第六項の規定による船員災害防止活動の促進に関する法律の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

#### 第四条（外国船舶派遣に係る労働関係に船員法の規定を適用する場合の読替え）

法第九十二条第一項の規定により同項に規定する労働関係に関し船員法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による船員法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

#### 第五条（賃金の支払の確保等に関する法律施行令の規定を適用する場合の読替え）

法第九十二条第四項の規定による賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百六十九号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

# 附　則

この政令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

# 附則（平成一七年九月三〇日政令第三一四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十四号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

# 附則（平成一九年三月二八日政令第七三号）

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年四月二五日政令第一五一号）

この政令は、最低賃金法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年七月一日）から施行する。

# 附則（平成二〇年七月一六日政令第二三〇号）

##### １

この政令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年七月十七日）から施行する。  
ただし、第五条の規定は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二一年一二月二四日政令第二九六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

# 附則（平成二二年三月二五日政令第四〇号）

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年六月三十日）から施行する。

# 附則（平成二四年八月一〇日政令第二一一号）

##### １

この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

# 附則（平成二五年一月二三日政令第一〇号）

この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年三月三一日政令第一四〇号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年四月七日政令第一三六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。